

小糸川第3回流域懇談会

小糸川水系 河川整備計画（原案）について ～説明資料～

平成21年3月25日

千葉県 君津地域整備センター

1.河川整備計画の概要

- (1) 小糸川流域の概要
- (2) 小糸川の現状と課題

2.河川整備計画の目標に関する事項

- (1) 河川整備計画の対象区間および期間
- (2) 治水・利水・環境の目標

3.河川整備の実施に関する事項

- (1) 河川工事の施行場所
- (2) 河川管理施設の概要
- (3) 河川の維持管理

4.河川の整備を総合的に行うために重要な事項

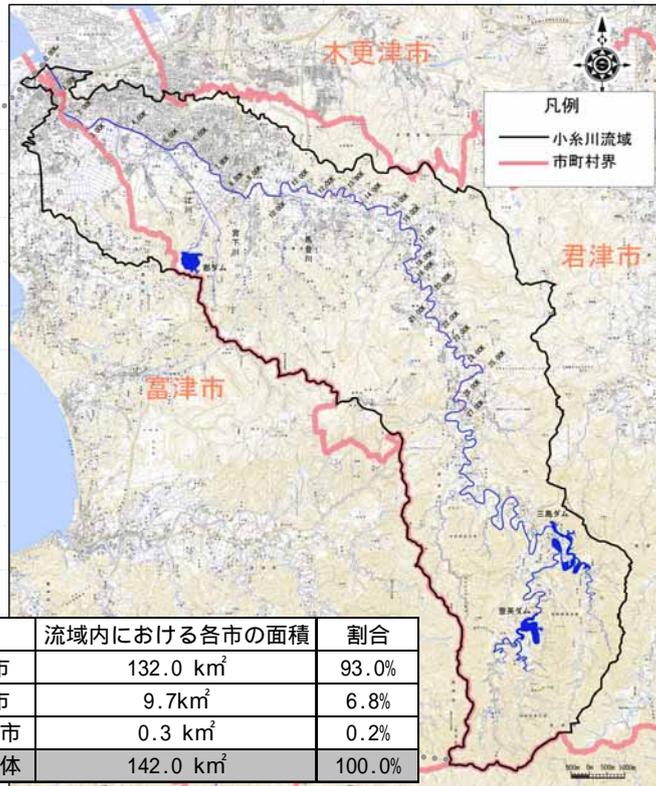
千葉県 君津地域整備センター

1.河川整備計画の概要

(1) 小系川流域の概要

(第1回・2回流域懇談会より)

流域面積：142.0km²
 流路延長：80.0km
 (指定延長：65.0km)



	流域内における各市の面積	割合
君津市	132.0 km ²	93.0%
富津市	9.7km ²	6.8%
木更津市	0.3 km ²	0.2%
流域全体	142.0 km ²	100.0%

1.河川整備計画の概要

(2) 小系川の現状と課題～

(第1回・2回流域懇談会より)

	現状と課題	対応方針
治水	中流域では川幅が狭いため、流下能力が不足 竹等の繁茂による河積阻害 流木による浸水被害 ハザードマップ等による防災意識の啓発	河道拡幅等による改修 自然環境・利水に配慮した計画 適切な維持管理の継続
利水・利用	工業と農業用水の安定供給 深刻な渇水被害は発生していない アユの放流等のイベント開催(漁業組合) 散策路等の整備 不法投棄等が目立ち河川に対する意識が希薄	水量の維持・水利用の調整 河川美化活動等の支援 利用の促進を図るための検討 マナー向上対策の検討
環境	良好な水質 多様な生物相(海水域・汽水域・淡水域) 周辺の風景と調和した河川風景	現在の自然環境を極力保全 河川風景を極力維持 生物の生息環境の創出

2.河川整備計画の目標に関する事項

(1) 河川整備計画の対象区間および期間

(第2回流域懇談会より)

河川整備の対象区間

千葉県が管理している**二級河川区間の全区間**とします。

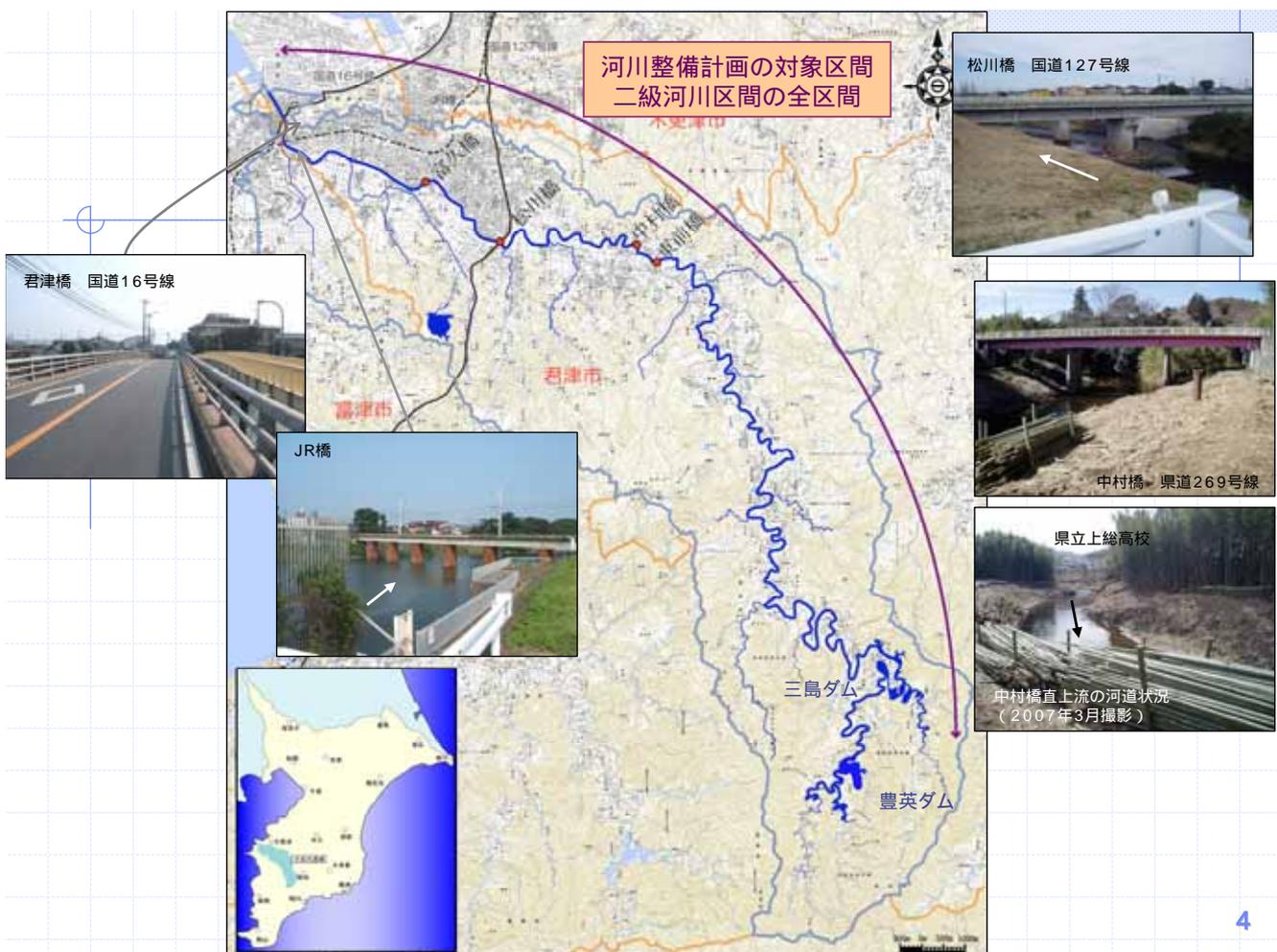
整備を実施する区間(工事区間)は松川橋下流～東前橋

整備計画の対象期間

将来計画(基本方針)に向けた段階整備として位置づけ、

計画対象期間を20年とします。

整備計画の策定後も流域の社会・自然環境や河道状況の変化や新たな知見・技術の進歩などにより、適宜、見直しを実施します。



2.河川整備計画の目標に関する事項

(2) 治水・利水・環境の目標

(第2回流域懇談会より)

洪水による災害の発生の防止または軽減～
上下流のバランスを考慮し、概ね20年確率規模の洪水を
安全に流下させることを目指します。

河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持
水利用、自然環境の観点より、現在の河川流況の保持を
目指します。また河川空間の適正な利用の促進を図ります。

～河川環境の整備と保全～

現在の良好な河川環境の保全を目指し、下流の感潮区間に
おける緩やかな流れと上流の瀬や淵のある多様な水環境が
みられる小糸川の特성에応じた動植物の生息・生育・繁殖
環境の保全・復元(多自然川づくり)を図ります。

千葉県 君津地域整備センター

5

3.河川整備の実施に関する事項

(1) 河川工事の施行場所

(第2回流域懇談会より)

水害の発生状況や既往の治水事業の実施状況、上下流の
治水安全度のバランス等を勘案して、整備を実施する区間を
『松川橋下流から東前橋まで』の約7kmとします。



千葉県 君津地域整備センター

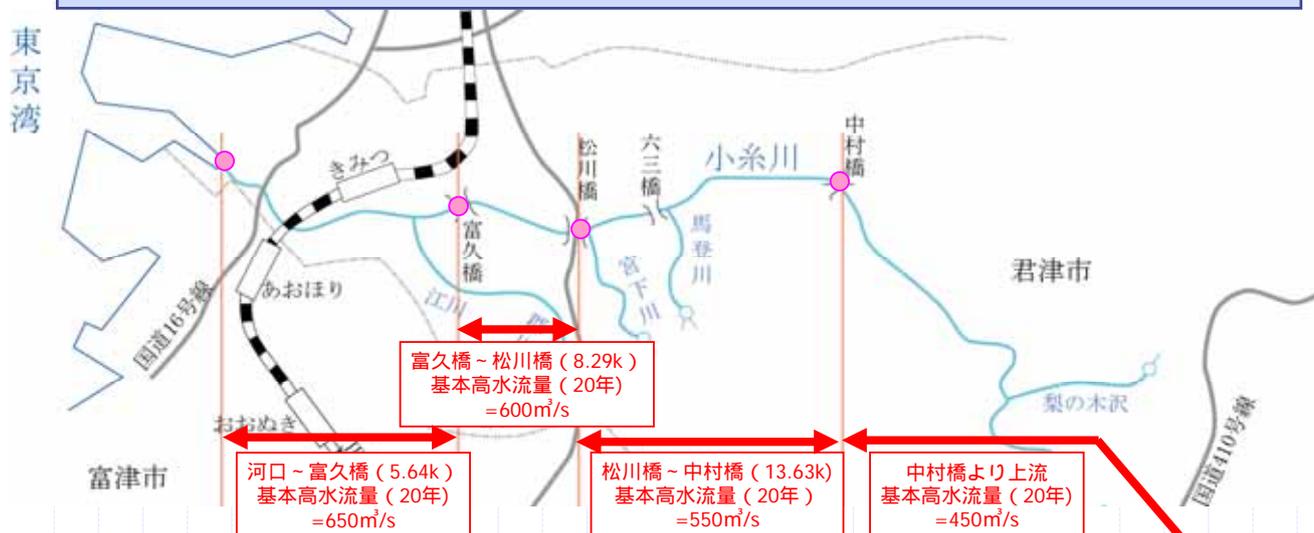
6

3.河川整備の実施に関する事項

(2) 河川管理施設の概要(1/4)

(第2回流域懇談会より)

松川橋から中村橋の区間で「 $550\text{m}^3/\text{s}$ 」、
中村橋から東前橋の区間で「 $450\text{m}^3/\text{s}$ 」を安全に
流下できるように改修します。



ここでは、20年確率の雨が降った時に、各区間で流れてくる流量の最大値を示しています。

7

3.河川整備の実施に関する事項

(2) 河川管理施設の概要(2/4)

縦断計画

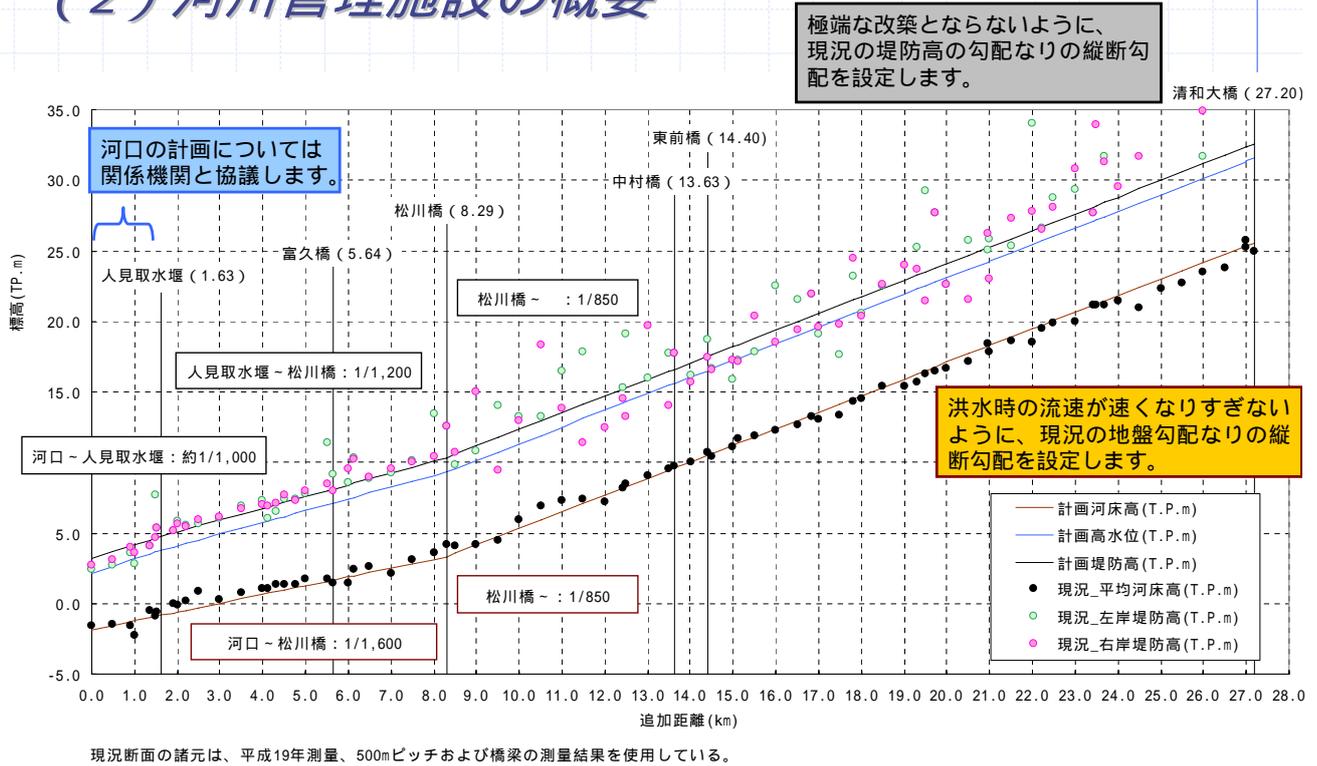
《計画河床高》

- 1) 洪水時に流速が速くなりすぎないように、**現況の河床勾配を極力踏襲**します。
- 2) 動植物の生息・生育の場の保全を図るために、**河床掘削を極力避けます**。

《計画堤防高》

- 1) 大幅な改築とならないように、**現況堤防高の勾配を極力踏襲**します。
- 2) 既往の河川構造物や**関連する諸計画との整合**を図ります。

3.河川整備の実施に関する事項 (2) 河川管理施設の概要



3.河川整備の実施に関する事項 (2) 河川管理施設の概要(3/4)

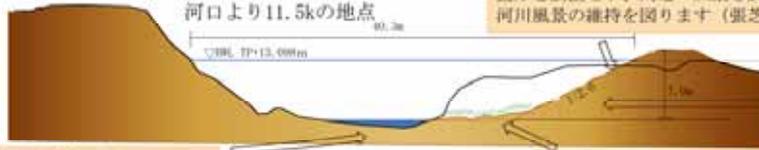
横断計画

- 1) 河道拡幅による改修を基本とします。
- 2) 片岸の改修によって、河川風景や動植物の生息・生育・繁殖環境への影響を極力抑えるとともに、水域と陸域の連続した環境の保全・創出を図ります。
- 3) 平常時の水位以下の掘削を避け、みお筋等の保全に努めます。
- 4) 支川との合流点等、動植物の生息・生育・繁殖場所として重要となる箇所への保全に努めます。
- 5) 水辺へのアクセスの向上を図るための施設の設置を検討します。

■緩勾配 (1:2.0) の片岸改修

※河川へのアクセスの向上および自然環境の保全を図るために、緩勾配で片岸の改修を基本とします。

原則として、片岸を保全し、河川風景や動植物の生息・生育・繁殖の場への影響を極力抑えます。



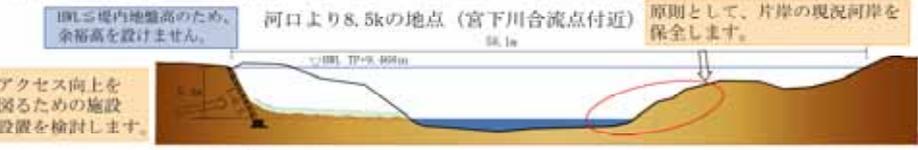
平常時水位以下の掘削を極力避け、現況のみお筋(特に水跡)の保全を図ります。

HRL>堤内地盤高のため、余裕高を考慮します。

アクセスの向上を図るために緩勾配とします。

■急勾配 (1:0.5) の片岸改修

※用地の制約等がある場合は急勾配の片岸改修で河積の確保を図ります。



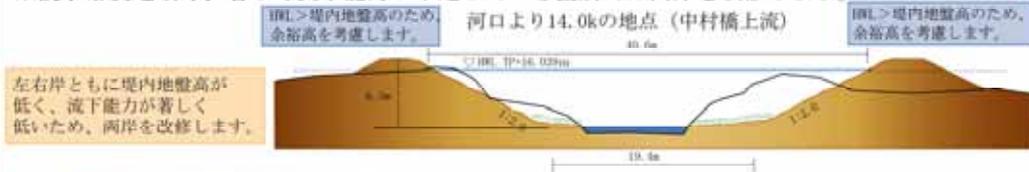
中護岸の必要性や形式は現地の状況を精査して検討します。

支川との合流点付近等、動植物の生息・生育・繁殖の場として重要な箇所を保全に努めます。



■両岸の改修

※浸水常襲地域等、著しく流下能力が不足している箇所では両岸を改修します。



※HRLは、計画高水位とは河川整備の指標となる水位です。

3.河川整備の実施に関する事項 (2) 河川管理施設の概要(4/4)

平面計画

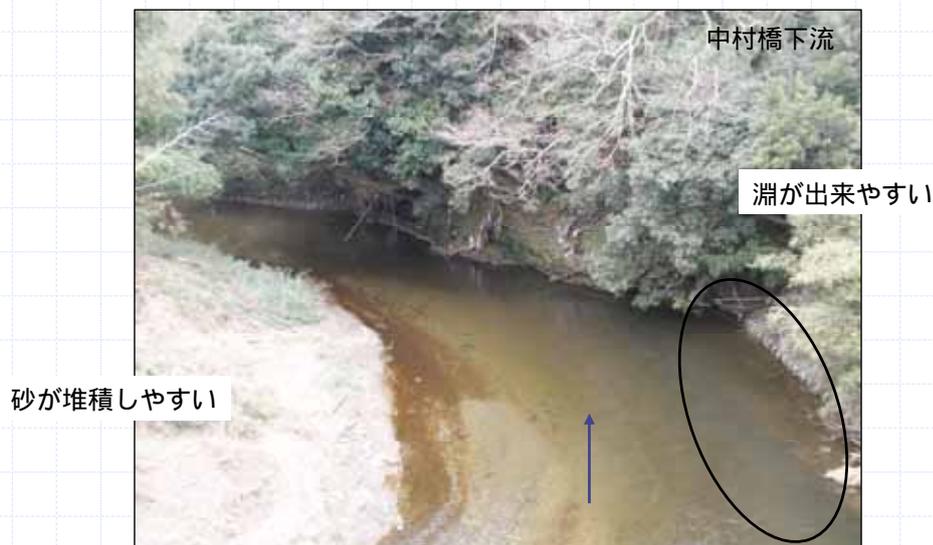
- 1) 沿川住民の協力を得て、河道拡幅を行います。
- 2) 形成されている湾曲特有の河川環境、**河川法線を極力保全するように努めます。**
- 3) 流木等の蓄積を防ぐために、流れを妨げる急なカーブでは、**極力内岸**を拡幅し、蛇行部を緩やかにします。
- 4) ただし、動植物の生息・生育・繁殖に**良好な河川環境が形成されている内岸は保全し、外岸を改修します。**(宮下川との合流点付近)

《参考資料》湾曲の改修について

一般的に、湾曲の内岸側に砂が堆積しやすく、外岸側に淵（深いところ）が出来やすいと言われています。淵では流れが緩やかで深いため、魚の休息所、コイやナマズ等の大型の魚の棲みかにもなっています。

そのために、淵を保全するために内岸側を削るのが一般的です。

また、急なカーブのところでは、洪水時に流れてくる流木等が引っ掛かり、そこで溜まってしまいます。流木の蓄積場所で水が堰きとめられるため、そこから水が溢れたりします。



13

3.河川整備の実施に関する事項

(3) 河川の維持管理

(第2回流域懇談会より)

河道及び河川管理施設などの適切な点検管理を行います。

河道内に流入する土砂の把握に努めます。また土砂の堆積が著しく、治水面、環境面における障害が懸念される場合は河道の浚渫を行います。

河道内の植物が河川構造物に悪影響を与えうる場合は適宜、植生を除去・伐採します。また、外来植物の繁茂の抑制に努めます。



4.河川の整備を総合的に行うために重要な事項

(第2回流域懇談会より)

流域における**取り組みを支援**します。

地域住民やボランティア団体などが自主的に河川の維持管理の一部を行うことができる「アダプト制度」等の活用について検討していきます。

超過洪水対策の推進を図ります。

想定計画規模を上回る水害の発生に備えて、河川工事のハード対策と併せて、地域における水防活動の充実などのソフト対策の積極的な推進を図ります。

河川がもっと身近なものとして認識されるように努めます。**河川愛護、環境教育**の場として利用されるための整備や連携について検討します。

総括

小糸川河川整備計画への 懇談会の成果の反映状況

懇談会でだされた意見	河川整備計画への反映
<p>H20.3.18 第1回流域懇談会～小糸川の現状と課題～</p> <p>【治水】 小糸川の整備は遅れています。上流では川幅が狭いです。ダムのは活用は制度上難しいと思われます。タケ等の流出によって水位が急に上昇します。</p> <p>【環境】 環境とのバランスを考慮する必要があります。河川の水質等を維持する必要があります。</p> <p>【利水・河川空間利用】 工業・農業用水の供給に支障の出ない計画が重要です。昔の親しみやすさがなくなっていました。</p> <p>【その他】 ゴミの不法投棄が目立ちます。ハザードマップ等の情報発信も重要です。</p>	<p style="text-align: center;">河川整備計画の方向性</p> <p>河川整備の実施区間を川幅の狭い中流域とします。タケの伐採等の維持管理事業を継続します。</p> <p>多自然川づくりを目指します。動植物の生息・生育・繁殖環境の保全、水質の保持に必要な水量維持を目指します。</p> <p>利水の需要を満足するために、水量の維持に努めます。親水利用の促進に努めます。</p> <p>地域住民や団体の美化・清掃活動を支援します。</p>
<p>H20.12.10. 第2回流域懇談会～整備計画の方向性～</p> <p>【治水】 タケが蓄積しやすい湾曲の改修が必要です。臨機応変に対応できる計画作りが重要です。</p> <p>【環境】 環境のバランス、湾曲特有の環境を保全するのも重要です。</p> <p>【利水・河川空間利用】 小糸川を知らない人が多いと思います。</p> <p>【その他】 地元の団体や住民がもっと参加できればと思います。</p>	<p style="text-align: center;">河川整備計画（素案）</p> <p>流木の蓄積を防ぐために、湾曲の内岸を極力拡幅し、蛇行を緩やかにします。浸水する可能性の高い箇所を特定し、効果的な河川改修を推進します。</p> <p>片岸を極力保全し、動植物への影響を極力抑え、水域と陸域の連続性に配慮します。支川との合流点付近等、動植物の生息・生育・繁殖の場所として重要な箇所の保全に努めます。</p>
<p>H21.3.25 第3回流域懇談会～河川整備計画（原案）～</p>	<p style="text-align: center;">河川整備計画（原案）</p>